

住まいに関する支援制度一覧

市町村名:安中市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	融資	安中市勤労者住宅建設資金	市内において住宅の敷地の取得及び住宅の建築又は取得をしようとするのに必要な資金	市内に1年以上居住又は市内の同一事業所に1年以上勤務する勤労者であつて、市内に自己の居住の用に供する住宅の敷地を取得し、及び住宅の建築又は取得をしようとするもの ※市税を滞納していない者	500万円以内	2.7%	20年以内	年間随時	予算の範囲内	産業環境部 観光経済課	027-382-1111 (内線2621)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/sangyo/seidoyuusi.html#_04">https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/sangyo/seidoyuusi.html#_04</a>	※新築の場合 土地 330㎡以下 家屋 132㎡以下 ※増改築の場合 土地 165㎡以下 家屋 33㎡以上99㎡以下
住宅の取得に関する助成制度	助成	安中市住まいー奨励金	安中市内に初めて住宅を購入し、定住した者に対し奨励金を交付するもの (※令和3年1月1日以降に住宅を取得した者が対象)	安中市内に初めて住宅を購入し、令和5年6月30日までに定住した者に対し奨励金を支給するもの 世帯の状況により、奨励金の加算あり	基本50,000円(住宅取得費の3%、上限50,000円) ①転入加算…50,000円 ②子ども加算…20,000円 ③空き家バンク加算…30,000円 ④新幹線通勤加算…100,000円	—	—	通年	予算の範囲内	企画政策部 政策・デジタル推進課	027-382-1111 (内線1025)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/kikaku/seisaku/smiley.html">https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/kikaku/seisaku/smiley.html</a>	※[フラット35]地域連携型の連携事業 ※住所異動日が令和5年7月1日以降の方は、住まいー奨励金を拡充した「マイホーム取得支援金」の対象
住宅の取得に関する助成制度	助成	安中市マイホーム取得支援金	安中市内に初めて住宅を購入し、定住した者に対し奨励金を交付するもの (※令和3年1月1日以降に住宅を取得した者が対象)	安中市内に初めて住宅を購入し、令和5年7月1日以降に定住した者に対し奨励金を支給するもの 世帯の状況により、奨励金の加算あり	基本100,000円(住宅取得費の3%、上限100,000円) ①転入加算…50,000円 ②子ども加算…一人あたり50,000円 ③空き家バンク加算…30,000円 ④新幹線通勤加算…200,000円	—	—	通年	予算の範囲内	企画政策部 政策・デジタル推進課	027-382-1111 (内線1025)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/kikaku/seisaku/myhome.html">https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/kikaku/seisaku/myhome.html</a>	※[フラット35]地域連携型の連携事業
移住に関する助成制度	助成	安中市移住支援金制度	東京圏から安中市に移住した東京23区の在住者・通勤者のうち、一定の要件を満たす方へ支援金を交付するもの	移住前要件(東京圏から安中市に移住した東京23区の在住者・通勤者であること等)および移住先要件(就業・起業・テレワーク・関係人口等)を満たす方へ支援金を交付するもの	単身…60万円 世帯…100万円 18歳未満世帯員加算 ・令和5年度に移住した方…一人あたり100万円(上限3人) ・令和4年度に移住した方…一人あたり90万円	—	—	通年	予算の範囲内	企画政策部 政策・デジタル推進課	027-382-1111 (内線1025)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/kikaku/seisaku/iyyuu-shienkin.html">https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/kikaku/seisaku/iyyuu-shienkin.html</a>	
住居費・引越し費用	利子補給	安中市結婚新生活支援補助金	婚姻に伴い支払った以下の経費 ・住宅賃貸費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・住宅取得費用(新築費用、購入費用) ・住宅リフォーム費用 ・引越し費用	①令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を受理された世帯 ②夫婦の両方が婚姻の時点で39歳以下であること ③夫婦の所得の合計が500万円未満であること ・令和5年度に返済している場合は年間返済額を控除する ④申請時点で夫婦の一方が本市に居住していること ⑤他の公的制度による支援を受けていないこと ⑥本市の税等を滞納していないこと 他	夫婦ともに29歳以下の世帯…上限60万円 上記以外の世帯…上限30万円	—	—	通年	—	市民環境部 市民課	027-382-1111 (内線1027)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/shimin_kankyo/20170411.html">https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/shimin_kankyo/20170411.html</a>	
リフォーム資金 (高齢者住宅改修費助成事業等)	助成	安中市高齢者住宅改修費補助事業	手摺り取付、床段差解消や便器の洋式化など、住宅をバリアフリー化するために必要な改修工事費の5/6を補助(限度額20万円、1世帯又は1家屋1度限り)	下記のどちらかに該当する方 ①介護保険法による要介護認定で、要介護2以上と認定された65歳以上の高齢者のいる世帯で、生計中心者の前年所得課税世帯額が8万円以下の世帯のもの ②介護保険法による要介護認定で、要支援又は要介護1と認定された65歳以上の1人暮らし高齢者又は65歳以上の高齢者のみからなる世帯で、前年所得課税非課税世帯のもの	当該工事費用(上限20万円) 5/6	—	—	工事着手前	予算の範囲内	保健福祉部 高齢者支援課	027-382-1111 (内線1182)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/kaigo/iryuu_fukushi/zaitaku/10.html">https://www.city.annaka.lg.jp/kaigo/iryuu_fukushi/zaitaku/10.html</a>	新築・増築は対象外
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改修費助成制度等)	助成	安中市重度身体障害者(児)住宅改修費補助事業	玄関・台所・浴室・便所などの改修費用の5/6を補助(上限50万円)。なお、新築・増築は対象外。原則1世帯1回のみ。	下肢又は体幹機能障害1・2級、下肢及び体幹機能の複合で1・2級、上肢機能障害1・2級ただし両上肢が4級以上の者、視覚障害1級、前記身体障害者手帳を持っている方が当該年度分市民税所得割額16万円未満の世帯	改修費用の5/6(上限50万円)	—	—	工事着手前	予算の範囲内	保健福祉部 福祉課	027-382-1111 (内線1159)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/kaigo/iryuu_fukushi/fukushi/fukushi-survice.html">https://www.city.annaka.lg.jp/kaigo/iryuu_fukushi/fukushi/fukushi-survice.html</a>	新築・増築は対象外
リフォーム資金 (住宅リフォーム補助金)	助成	安中市住宅リフォーム補助事業	・屋根、外壁、内装、浴室、トイレ、台所などのリフォーム工事で 要綱で定めるもの。 ・市内の業者に発注して行う工事であること。 (※法人の業者にあつては本店(本社)が市内にある業者に限る。) ・補助対象経費が10万円(税込)以上であること。 ・補助金の交付決定を受けるまで工事に着手していないこと。 ・令和6年2月29日までにリフォーム工事の完了報告ができるもの。	(申請者) ・市内の住宅に居住している人 ・上記住所で住民基本台帳に記録されている人 (申請者及び同居する世帯員) ・市税を滞納していない人 ・暴力団員等でない人	補助率: 補助対象経費の20% 子育て世帯は補助対象経費の30% 限度額: 申請者及び同居する世帯員全員の前年分の合計所得金額の合計額に応じ、下記の金額 400万円以下:15万円 400万円を超え600万円以下:10万円 600万円を超える:5万円	—	—	事前申請:令和5年5月8日~令和5年6月9日 本申請:抽選当選者を対象に、指定した期間	予算の範囲内 (申請多数の場合は抽選により決定)	まちづくり部 建築住宅課	027-382-1111 (内線1255)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/jutaku/kenchiku/template/jutaku_reform.html">https://www.city.annaka.lg.jp/jutaku/kenchiku/template/jutaku_reform.html</a>	

合併処理浄化槽設置費	助成	安中市浄化槽設置事業費補助事業	専用住宅(小規模店舗等を併設した住宅は居住面積が1/2以上)において使用している既存の単独処理浄化槽等の撤去若しくは再利用又はし尿くみ取り便槽の撤去を行い、合併処理浄化槽(10人槽以下)を設置する者に補助金を交付	・浄化槽を設置した専用住宅を継続的に使用すること ・下水道供用開始区域及び認可区域、生活排水処理施設における事業の実施が確実と見込まれる地域は補助対象外	*単独処理浄化槽からの転換 5人槽:752,000円 6-7人槽:834,000円 8-10人槽:968,000円 *し尿くみ取り槽からの転換 5人槽:722,000円 6-7人槽:804,000円 8-10人槽:938,000円	-	-	令和5年4月3日 ～ 令和6年1月31日まで	予算の範囲内	上下水道部 下水道課	027-382-1111 (内線3135)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/seikatsu_kankyou/08.html">https://www.city.annaka.lg.jp/seikatsu_kankyou/08.html</a>	補助金の詳細については、下水道課に問い合わせてください。
スマートエネルギーシステム設置	助成	安中市住宅用スマートエネルギーシステム設置補助事業	自ら居住する住居に新しくスマートエネルギーシステム(太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電システム)を設置、又は新たにスマートエネルギーシステム付き住宅(建売住宅)を購入し居住すること。 ※中古品を設置する場合や、増設する場合については対象外。 また、工事完了後(電力会社との電力受給開始日以降・設置工事後領収書発行日以降)の申請。	下記のすべての条件を満たすこと。 ・安中市民であること。 ・市税の滞納のないこと。 過去に安中市住宅用太陽光発電システム設置補助金または安中市住宅用スマートエネルギーシステム設置補助金の交付を受けていないこと。	太陽光発電システム ・太陽電池の最大出力1キロワットあたり1万円、上限5万円。 定置用リチウムイオン蓄電システム ・蓄電池の蓄電容量1キロワットアワーあたり1万円、上限6万円。	-	-	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日まで	予算の範囲内	市民環境部 環境政策課	027-382-1111 (内線1882)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/seikatsu_kankyou/solar.html">https://www.city.annaka.lg.jp/seikatsu_kankyou/solar.html</a>	
生ごみ処理器設置費	助成	安中市生ごみ減量容器設置補助事業	市内の一般家庭の生ごみを処理するためにごみ減量容器を設置した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することによりごみの減量化及び生活環境の美化保全を図ることを目的とする。	・市内の一般家庭で生活する者。 ・市税の滞納のないこと。	地面据置式 3,000円を上限に購入価格の1/2 電気式 20,000円を上限に購入価格の1/2 購入価格は、ポイント利用分、送料、消費税等を除き100円未満を切り捨て	-	-	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日まで	予算の範囲内	市民環境部 環境政策課	027-382-1111 (内線1882)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/seikatsu_kankyou/04.html">https://www.city.annaka.lg.jp/seikatsu_kankyou/04.html</a>	
生垣設置費	助成	安中市生け垣推奨事業	快適な生活環境整備の維持促進を目的とし、生け垣の設置を奨励及び促進するため、補助金を交付する	市内の個人用住宅地の隣地又は道路の境に設置して一年以内のもので、竹等を支柱として設置し、高さ0.6m以上、延長10m以上のもの	事業費4万円以上で補助金1/4(上限5万円)	-	-	常時受付け	予算の範囲内	まちづくり部 都市整備課	027-382-1111 (内線1213)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/iutaku/ikegaki.html">https://www.city.annaka.lg.jp/iutaku/ikegaki.html</a>	
耐震診断費	助成	安中市木造住宅耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造軸組工法の住宅について、耐震診断資格者を無料で派遣し住宅の耐震化の促進を図る。診断費用3万9百円は市で負担、診断者の交通費千円及び図面がない場合の図面作成費は個人負担。	市内住所を有し、市税を滞納していない個人が居住している木造住宅	耐震診断費は無料。 診断者の交通費1,000円、図面がない場合の図面作成費は個人負担	-	-	令和5年5月8日 ～ 令和5年9月8日 ※受付順に選考	10戸	まちづくり部 建築住宅課	027-382-1111 (内線1256)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/iutaku/kenchiku/taishin_shindan.html">https://www.city.annaka.lg.jp/iutaku/kenchiku/taishin_shindan.html</a>	
耐震改修費	助成	安中市木造住宅耐震改修補助事業	上部構造評点を1.0以上にする耐震改修工事にかかる工事監理費及び耐震補強工事費が対象。 耐震補強設計者及び工事監理者は要綱第4条各号に規定する所定の資格者であることが必要。	安中市木造住宅耐震改修補助事業実施要綱第2条第1号に規定する耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅を安中市内に所有して、当該住宅に居住している者で、市税を滞納していない者。	費用の4/5以内かつ100万円以下	-	-	令和5年5月8日 ～ 令和5年9月8日 ※受付順に選考	2戸	まちづくり部 建築住宅課	027-382-1111 (内線1256)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/">https://www.city.annaka.lg.jp/</a>	令和5年度より代理受領制度導入
その他 (下水道水洗便所化)	融資 ・ 利子補給	安中市水洗便所等改造資金融資給付及び利子補給事業	下水道に接続する際の費用(大工・電気工事等除く)について融資給付を行う。供用開始から3年以内なら利子の全部または一部補給する。	1)公共下水道接続者 2)工事対象建築物の所有者または同意を得た使用者 3)市税及び受益者負担金の滞納がない者 4)指定金融機関が認めた者 5)市内在住の連帯保証人が1名ある者	一般家庭等(浄化槽) 50万円以内 一般家庭等(汲取) 100万円以内 賃貸住宅・事業場等 100万円以内	1年以内 全額 1年を超え2年以内 1/2 2年を超え3年以内 1/3	36か月以内	下水道工事 申請前	予算の範囲内	上下水道部 下水道課	027-382-1111 (内線3131)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/iouge_suido/05.html">https://www.city.annaka.lg.jp/iouge_suido/05.html</a>	
その他 (下水道接続促進)	助成	安中市公共下水道接続促進補助事業	次のいずれかに該当する、公共下水道に接続するために実施する工事 1) 既存のくみ取便所を水洗便所に改造して行う接続工事 2) 既設の浄化槽を廃止して行う接続工事	1)公共下水道排水設備等工事計画確認申請書の申請者であること。 2)公共下水道の供用開始の日から3年以内に接続工事を完了した者であること。 3)市税及び公共下水道受益者負担金の滞納がない者であること。	25,000円	-	-	下水道工事 申請時	予算の範囲内	上下水道部 下水道課	027-382-1111 (内線3131)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/iouge_suido/06.html">https://www.city.annaka.lg.jp/iouge_suido/06.html</a>	
その他 (住宅改修費)	助成	安中市重度障害児者等日常生活用具給付事業(居宅生活動作補助用具)	障害児者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。補助上限20万円とし、市民税非課税世帯の場合：自己負担1割、課税世帯の場合：2～3割・全額自己負担になる。(原則1世帯1回のみ)	下肢又は体幹機能障害3級以上の者、介護保険が適用されていない者	補助上限20万円 市民税非課税世帯の場合：自己負担1割 課税世帯の場合：2～3割・全額自己負担(原則1世帯1回のみ)	-	-	工事着手前	予算の範囲内	保健福祉部 福祉課	027-382-1111 (内線1159)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/">https://www.city.annaka.lg.jp/</a>	
その他 (太陽熱利用温水器)	助成	安中市太陽熱利用温水器設置費補助事業	一般家庭に備え付ける太陽熱を利用した温水器。ただし、中古品を設置する場合は対象外。	・市税の滞納のない安中市民であり、自ら居住する安中市内の住居に太陽熱利用温水器を設置した方。	補助対象経費の10%を補助。上限15,000円	-	-	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日まで	予算の範囲内	市民環境部 環境政策課	027-382-1111 (内線1882)	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/seikatsu_kankyou/taiyounetu.html">https://www.city.annaka.lg.jp/seikatsu_kankyou/taiyounetu.html</a>	